

改正 2015年4月1日 2016年4月1日
2017年2月22日 2019年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中京大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

(対象)

第2条 研究者とは、本学の専任の大学教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

第2章 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の関連する法令及び告示等並びに学校法人梅村学園及び本学が定める関係規程等を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究に協力又は、研究を支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。

5 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、不正な行為は行わず、また加担してはならない。

6 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究に関わる個人情報については、「学校法人梅村学園個人情報保護の基本方針」の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、必要と認められる場合はいつでも第三者に開示することができるよう、少なくとも次に掲げる期間について、保存し

なければならない。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難という合理的な理由があると所属長が判断した場合はこの限りではない。

(1) 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料については、当該論文等の発表から10年間

(2) 前号の研究資料のうち、試料や標本などの有体物については、5年間

(3) 前2号にかかわらず、関連する法令、告示等、学会等の関係諸規程等及び本学の関係諸規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従う。

(研究成果の発表)

第9条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

(オーサーシップ)

第10条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(不正行為の禁止)

第11条 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造（存在しないデータの作成）

(2) 改ざん（データの変造又は偽造）

(3) 盗用（他人のデータ又は研究成果等を適切な引用なしで使用）

3 前項以外に、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして、研究倫理からの逸脱の程度が甚だしい不正行為も対象とする。

(他の研究者の業績評価)

第12条 研究者が、レフェリー、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏えいしてはならない。

(ハラスメント)

第13条 研究者は、本学の「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」に定める方針を遵守し、研究に関わる全ての人々が対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を確保しなければならない。

(機器、薬品・材料の安全管理、有害廃棄物処理)

第14条 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性があるもの（毒劇物又は環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）及び本学の関係規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究実施上発生する有害廃棄物について、本学の関係規程等を遵守し、適切に処理しなければならない。

(研究費の取扱い)

第15条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、当該研究費の使用ルール及び本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第16条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第3章 大学の責務

(管理責任)

第17条 本学は、研究機関としての責任体系を確立し、学長を最高管理責任者とし、学長が指名する副学長を統括管理責任者として、不正行為を事前に防止する取組を推進する。

(不正行為の防止)

第18条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

(啓発活動)

第19条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発及び倫理教育の計画を策定し、実施する。

(告発等への対応)

第20条 本学は、研究倫理に関して、相談、告発等がある場合、適切な措置を講ずる。

(委員会の設置)

第21条 本学は、この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、研究倫理委員会を設置する。

2 研究倫理委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 補則

(懲戒)

第22条 研究者は、第20条に規定する措置の結果によっては、「学校法人梅村学園懲戒規程」に従い処分されることがある。

2 前項において、研究者が学生である場合には、「中京大学学生懲戒規程」に従い処分されることがある。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。